

東北ブロックにおける医師臨床研修の  
充実強化に関する懇談会

報 告 書

平成 1 8 年 3 月

厚生労働省東北厚生局

# 目 次

|                                        | 頁  |
|----------------------------------------|----|
| 1 東北ブロック管内の臨床研修病院等の現状                  | 1  |
| 2 東北ブロックの臨床研修病院の充実・強化に関する課題及び必要性       | 3  |
| (1) 臨床研修病院たる医療機関としての機能の充実              | 3  |
| ア 医療機関としての機能の充実                        |    |
| イ 医療安全管理体制及び院内感染対策の充実                  |    |
| (2) 臨床研修病院としての機能の充実                    | 4  |
| ア 研修プログラム等                             |    |
| イ 医療機関内の連携体制及び研修支援体制の充実                |    |
| ウ 指導医への配慮について                          |    |
| エ 臨床研修と臨床研修修了後の研修(「いわゆる後期研修」)との連続性について |    |
| オ 臨床研修に携わる者の意識の向上等について                 |    |
| (3) 臨床研修病院間の連携体制の強化                    | 7  |
| ア 国内・国外の医療機関との連携体制                     |    |
| イ 地域で研修医を育てる体制の構築について                  |    |
| (4) 情報発信等の強化                           | 8  |
| 3 具体的な臨床研修の充実強化策について                   | 8  |
| (1) 基本的な考え方                            | 8  |
| (2) 個別課題に対して各関係機関等が実施すべき事項             | 9  |
| ア 臨床研修病院たる医療機関としての機能の充実                | 9  |
| イ 医療安全体制及び院内感染対策の充実                    | 10 |
| ウ 臨床研修病院としての機能の充実                      | 10 |
| (ア) 研修プログラム等                           |    |
| (イ) 臨床研修病院内の連携体制、研修支援体制                |    |
| (ウ) 指導医への配慮                            |    |
| (エ) 臨床研修と臨床研修修了後の研修の連続性                |    |
| (オ) 臨床研修に携わる者の意識の向上                    |    |
| エ 臨床研修病院間の連携体制の強化                      | 13 |
| (ア) 国内・国外の医療機関との連携体制                   |    |
| (イ) 地域で研修医を育てる体制の構築                    |    |
| オ 情報発信等の強化                             | 14 |
| (ア) ホームページ等による情報発信                     |    |
| (イ) 病院見学、セミナー等による情報発信                  |    |

## 1 東北ブロック管内の臨床研修病院等の現状

- 平成 16 年 4 月から新しい医師臨床研修制度が実施され、東北ブロック管内においては当該制度の円滑な施行がなされているものと思慮する。
- 管内の臨床研修病院数は、平成 18 年 3 月 1 日現在、87 施設（うち 3 施設は平成 18 年度から臨床研修を開始する施設）、平成 18 年度の募集定員総数は 794、マッチ数は 445 であり、マッチ率は約 56%である。このうち、管内の大学病院を除いた臨床研修病院においては、平成 18 年度の募集定員 507 に対するマッチ数は 358 であり、マッチ率は約 71%となっている。
- 管内の臨床研修病院では、管内の医学部を卒業する学生数（定員 550）に対する、研修医マッチングによる管内の研修医のマッチ者数は 8 割程度であり、管内の医学部を卒業する学生数と比較して管内の臨床研修病院で研修を行う研修医数は少なくなっている。
- 管内の臨床研修病院において研修を行う研修医は、東北管内全体では、平成 15 年の採用実績は 378 であり、平成 17 年度のマッチ数は 445 となっており、国家試験等による採用数の減を見込んでも若干の増加傾向となっている。地域的にみると、岩手県、宮城県が増加傾向を示している。
- 東北地域の臨床研修病院における研修体制については、東北の特徴を活かしたプログラム作りが十分でない点があること、臨床研修病院内での連携体制や研修支援体制が十分でない点があること、臨床研修に携わる関係者の意識に温度差があること、指導医への配慮が十分でない点があること、臨床研修病院間の連携が必ずしも十分でないこと、学生等に対する情報発信をより強化する必要があることなど、多くの課題があるものと考えられる。
- 管内の臨床研修病院によっては、病院の非常なる自助努力により、臨床研修の充実に係る取組を進めており、その結果として、研修医のマッチ率が高くなっているところもある。
- 学生又は研修医が求める医師としてのキャリアパスについては、一つの臨床研修病院のみでその体制を示すことは困難であり、地域における関係機関の連携体制、臨床研修病院間の協力体制、大学及び臨床研修病院の協力体制等の構築が重要であると考えられる。

- 例えば、岩手県のように臨床研修に係る関係機関、臨床研修病院、大学、行政機関等が臨床研修に関する協議会及び実務者協議会を通じて協力体制を構築し、岩手県内の臨床研修病院による合同説明会、合同面接会、臨床研修指導医講習会、県単位での研修医に対する OSCE の実施など具体的な充実強化策を講じ、地域において医師を育てるという環境を整えている地域もある。その結果として、研修医マッチング等の結果もほとんどの病院においてマッチ率が高いなど地域における臨床研修の充実・強化がより積極的に図られている。
- 地域において医師を育てるという岩手県内の取組は、新制度における良医を育てる方式として非常に有効な方策と考えられる。
- 一方で、平成 16 年医師・歯科医師・薬剤師調査から医療施設に従事する人口 10 万対医師数をみると、東北地域においては、全国に比べて 13 ポイントから 37 ポイント低くなっている。また、東北地域は人口に比較してその面積が広いことなどにより、地理的な要素等を考慮した指標によっては、他地域と比較してさらに医師数は少なくなっているという指摘もある。
- また、東北ブロック管内においては、地理的・距離的な要因等もあり、全国的な医師の地域偏在よりも地域偏在が顕著となっているとの意見もある。
- この点を考慮すると、東北管内で研修する研修医の数は増加傾向を示しているが、依然、東北管内においては診療を担う医師が数的に更に必要とされている状況であり、地域によりその差が顕著になりつつあるものと考えられる。
- 東北ブロック管内において臨床研修を行う研修医が増えることにより、臨床研修修了後以降も東北地域に残る医師が増加し、結果として東北地域における医師の地域偏在等への解消に繋がる可能性もあり、このような観点からも、臨床研修病院の充実・強化策は非常に重要な位置を占めるものと考えられる。
- これらの状況を踏まえ、東北ブロック管内の臨床研修病院の充実・強化を図るため、①臨床研修病院たる医療機関としての機能の充実、②臨床研修病院としての機能の充実、③臨床研修病院間の連携体制の強化、④情報発信等の強化 の 4 つの課題をそれぞれ検討していくこととする。

## 2 東北ブロックの臨床研修病院の充実・強化に関する課題及び必要性

### (1) 臨床研修病院たる医療機関としての機能の充実

#### ア 医療機関としての機能の充実

- 各臨床研修病院においては、東北地域の特徴を活かした臨床研修病院の機能の充実を図る必要があり、この点で、急性期医療、地域医療等について医療機関の機能の先鋭化を図る必要がある。
- また、その際には地域のニーズに合致した医療機関の機能を考慮し、臨床研修病院の体制構築を図る必要がある。
- また、臨床研修病院たる医療機関としての機能の充実に当たっては、テレビ電話システムなどの研修補助機能を充実させることも重要であるとともに、電子カルテ、オーダーリングシステム等の診療情報管理を充実させることも重要な方策である。

#### イ 医療安全管理体制及び院内感染対策の充実

- 臨床研修病院については、臨床研修に関する規定により、一般の医療機関が備えるべき医療安全管理体制に加え、医療に係る安全管理を行う者の配置、安全管理部門の設置、患者からの相談に適切に応じる体制の確保などが法令上求められているところである。
- 臨床研修病院においては、同病院で研修を行う研修医は初めて実際に診療を経験し、同病院の医療安全体制等を学ぶことから、臨床研修病院における医療安全体制の充実を図ることは必要不可欠である。
- 一部の臨床研修病院においては、医療安全管理体制、医療安全に係る研修の実施体制などが十分でないところもあるとの指摘もあり、臨床研修病院におけるこれらの体制整備を支援することは重要な取組であると考えられる。
- 院内感染対策については、臨床研修病院に法令上明確にその体制整備が義務付けられていないが、研修医が学び巣立っていく場として、臨床研修病院における院内感染対策の充実を図ることは非常に重要であると考えられる。

## (2) 臨床研修病院としての機能の充実

### ア 研修プログラム等

- 管内の臨床研修病院において、病院の機能、特色を活かしたプログラムが少ないのではないかという指摘がある。
- 急性期医療、地域医療など東北地域の特徴、臨床研修病院の特徴等を活かした研修医にとって魅力のある臨床研修のプログラムを作成する必要がある。
- 特に、プログラムの作成に当たっては、臨床研修のプログラムと臨床研修終了後のプログラムを見据えて、医師のキャリアパスを可能な限り示した臨床研修のプログラム作りが重要であると考えられる。
- このような医師としてのキャリアパスを学生、研修医に示すためにも、大学病院及び臨床研修病院が協力、連携し実施することが重要であると考えられる。
- また、東北地域の特徴である地域医療を研修プログラムに積極的に組み入れることは、研修医が予防医学や一般診療から在宅医療への繋がりなど患者に対する医療の全体像を学ぶためにも重要であると考えられる。
- なお、研修プログラム等について、自己点検を実施するとともに、臨床研修病院間の相互点検、第三者機関による点検、行政機関による点検を受けるなど研修プログラムの質的な点検を実施する必要がある。

### イ 医療機関内の連携体制及び研修支援体制の充実

- 臨床研修病院内においては、臨床研修の鍵となる指導医等の意識に温度差があると同時に、病院間での指導医の意識の温度差も顕著であるとの指摘がある。
- 臨床研修指導医講習会へ参加した指導医は、一時的にモチベーションが上がるが、同講習会参加から時間が経つにつれ、モチベーションを維持することが課題であるとの指摘もある。
- 臨床研修指導医講習会等に指導医の参加を促すと同時に、臨床研修指導医講習会等の既受講者のモチベーションの維持等のため、既受講者に対する研修会の開催など質の向上策に係る取組などを検討する必要がある。

- 臨床研修病院内の連携体制については、臨床研修に係る技術的な業務及び手続き等に係る事務的業務があるが、医師等が行っている臨床研修の担当部門と事務職等が行っている事務部門との連携が薄い臨床研修病院もあるとの指摘もあり、臨床研修業務に関する事務部門の積極的な関与が必要であると考えられる。
- そのために、臨床研修担当部門の組織化、臨床研修業務に係る専任の事務職員の配置、院内の指導医間の連絡会議の開催など、院内の連携体制、研修支援体制を整えていく必要がある。

#### ウ 指導医への配慮について

- 指導医については、通常診療を行いながら研修医等への指導にも当たっており、業務過多となっている場合が多く、指導医は疲弊していると指摘されているところである。
- 臨床研修病院によっては、外来患者を減らして入院患者への診療時間を増やすとともに指導医が研修医に対し指導する時間に余裕を持たせるなど、病院機能を考慮した指導体制の充実を図っているところもある。
- また、臨床研修の指導に係る手当などを支給する臨床研修病院や学会旅費の支給など、指導医の処遇待遇を考慮し、指導医に対してインセンティブを与えている臨床研修病院もある。
- 臨床研修の鍵となる指導医に対して、指導に対するインセンティブを付与するためにも、処遇・待遇面を考慮し、指導医が勤務しやすい環境を整えることが必要である。

#### エ 臨床研修と臨床研修修了後の研修（「いわゆる後期研修」）との連続性について

- 学生及び研修医に対し医師としての将来像を示すことは、学生、研修医が自らの医師としての一生を考える上での重要な要素であると考えられる。
- しかしながら、現在、大学病院と臨床研修病院、又は地域における臨床研修病院間等が連携し、臨床研修及び臨床研修修了後の研修、その後の医師としてのキャリアパスを提示する地域はほとんどないものと考えられる。

- 大学病院と臨床研修病院又は臨床研修病院間の連携を図り、医師としてのキャリアパスを提示しつつ、研修医を「地域で育てる」体制の構築を図ることが必要である。
- 臨床研修における大学病院と臨床研修病院の機能分化が必要であり、臨床研修における大学病院と臨床研修病院の協力体制が重要ではないかと考えられる。
- 臨床研修修了後の研修については、魅力あるプログラムを作成し、臨床研修との有機的な連続性を図っていく必要がある。
- また、臨床研修修了後の研修を受ける研修医の水準の向上を図るため、それぞれの臨床研修修了予定者等に対し、OSCE 等の実施による臨床研修の修得状況の確認を行っている地域もあり、このような取組を進めていくことが必要である。
- 医療は複数の医療機関が連携により成り立っており、患者が受ける医療の連続性等を学ぶためにも、臨床研修プログラムに東北地域の特徴である地域医療を組み込むとともに、臨床研修修了後の研修においてもこれらの考えを繋げる受け皿となるプログラムを用意しておく必要がある。

#### オ 臨床研修に携わる者の意識の向上等について

- 臨床研修病院によっては、臨床研修に関する病院幹部の意識が低く、結果として、臨床研修の体制の充実強化が必ずしも図られていないところがあるとの指摘がある。
- また、院内においても指導医によっては、研修医を教育する意識についてその温度差が大きい場合があるとの指摘がある。
- 臨床研修に携わる者の意識の向上については、先進的な地域、臨床研修病院の取組や成功例などに係る講演会へ臨床研修病院の幹部の参加を促すとともに、指導医に対しては臨床研修指導医講習会への参加の機会を促すなどの取組が必要である。
- また、臨床研修病院等の指導医又はプログラム責任者クラスの実務者の議論の場を設定するなど各病院の指導医間の連携体制を構築する必要がある。

### (3) 臨床研修病院間の連携体制の強化

#### ア 国内・国外の医療機関との連携体制

- 地域によっては、国内外の臨床研修病院との連携を図り、臨床研修のみならず臨床研修修了後の研修においても、その体制強化を図っている医療機関もある。
- 臨床研修病院においては、国内研修、海外研修等の協力機関等の連携を検討し、充実したプログラム作りを行う必要がある。また、地域の協議会等又は東北厚生局等が主催する事例発表会、講演会等に参加することにより、このような体制を構築している地域等について情報収集し、連携体制の構築を検討する必要がある。

#### イ 地域で研修医を育てる体制の構築について

- 臨床研修病院、大学、行政機関等が臨床研修に関する協議会及び実務者協議会を通じて具体的な充実強化策を講じている岩手県における取組、複数の臨床研修病院において同一水準の研修を行える体制を構築しているグループや臨床研修について国内の医療機関との連携や国外の医療機関との連携を中心とした体制を整えている臨床研修病院などの沖縄県における取組等研修医を地域で育てる体制を構築している地域があり、これは研修医が学ぶ環境として非常に有用であると考えられる。
- 地域での取組については、臨床研修、臨床研修修了後の研修など、連続性があり、魅力あるプログラムを作成することが重要であり、また、そのためにはこれらのプログラムを担うべき魅力ある臨床研修病院となる必要がある。
- このような地域で研修医を育てる体制の構築に当たっては、地域において中心的な役割を担う大学病院、単独型、管理型の臨床研修病院がその中核的役割を担うべく地域のリーダー的な役割を担う必要がある。
- 特に、東北地方の特徴的な地域医療に携われるという利点を活かしたプログラムを作成するなど、研修医の受け入れ態勢を整えておく必要がある。

- 地域で研修医を育てる体制の構築に当たり、その具体的な方策としては、これらの関係機関から構成される臨床研修に係る協議会等を設置するとともに、その中に実務的な役割を担う実務者のワーキンググループを設置し、地域内における臨床研修の具体的な充実策を進めていくことが重要である。

#### (4) 情報発信等の強化

- 臨床研修に係る情報提供については、病院のホームページによる募集、合同説明会等の各種説明会等を行っているところであるが、学生等に対する情報提供は継続して実行すべきものであり、関係機関が協同して実効的に進めていくことが必要である。
- また、情報提供のツールについては、ホームページなどのインターネットによるもの、また、小冊子等の紙媒体によるものなど、複合的に進めていく必要がある。
- 一部の雑誌等に臨床研修に関する記事が多く掲載されており、これにより学生がその情報を収集しているという指摘もあり、こうした雑誌等を活用し、東北地域の臨床研修病院をアピールすることが必要である。
- 学生等に対する情報提供の一環として、病院見学、学生を対象としたセミナーなどを開催している地域、病院もあり、こうした実地的な取組は学生への臨床研修病院の情報提供の場として非常に有用であると考えられる。

### 3 具体的な臨床研修の充実強化策について

ここでは、臨床研修病院の充実強化策について、東北厚生局、県単位等の臨床研修に関する協議会、臨床研修病院等が具体的に何を実行していくべきかについて

(1) 基本的な考え方を示すとともに (2) により具体的な実施方策を課題毎に示していくこととする。

#### (1) 基本的な考え方

東北地域において、臨床研修を充実強化させるためには、地域において医師を育てるという共通認識のもと、関係機関が連携・協力して、各施策を実施していく必要がある。

そのためには、関係機関である国（東北厚生局）、臨床研修に係る地域の協議会（自治体（県））（以下、「地域の協議会等」という。）、大学病院、臨床研修病院が協力して、それぞれの役割を担い対応を進めていくことが重要である。

ア 東北厚生局は、医師臨床研修制度を適切に運営するとともに、県単位等での地域の充実強化策に対する支援及び臨床研修病院の充実策を実施する。

イ 地域の協議会等は、管内の臨床研修病院の充実強化に向け、地域単位による協議会・連絡会議の開催などにより、地域の臨床研修病院の充実策の実施、臨床研修病院間の調整等を行う。

ウ 大学病院、臨床研修病院においては、各病院の充実強化のために、研修プログラムの充実、研修支援体制の充実、指導体制の充実、医療安全・院内感染対策の充実を図るとともに、ホームページや病院説明会等での情報発信を進める。

## （２）個別課題に対して各関係機関等が実施すべき事項

### ア 臨床研修病院たる医療機関としての機能の充実

- 臨床研修病院においては、例えば、急性期医療に特化した医療機関、地域医療等の役割を明示する医療機関を目指すなど地域のニーズに合致し、プライマリケアを担う医療機関としての体制を整備していくことが必要である。
- そのためには地域における臨床研修病院独自の役割を再度考慮し、臨床研修病院としての特色ある病院作り、プログラム作り等を進めていく必要がある。  
また、その際には、地域の大学病院、臨床研修病院との役割分担を考慮し、連携を図る必要がある。
- 地域の協議会等においては、これらの協力体制が取られるよう調整を行うことがその機能として期待される。
- 東北厚生局においては、協議会等への参加等による臨床研修病院の機能の充実を支援するとともに、事例発表会の開催等を通じた臨床研修病院の体制構築の支援を行うべきである。

## イ 医療安全体制及び院内感染対策の充実

- 臨床研修病院においては、自らの病院の医療安全体制について、組織、体制等を再度確認するとともに、先駆的な取組を行っている医療機関の医療安全に係る研修体制等を参考にし、より充実した医療安全体制の構築を図り、研修医に対しより充実した医療安全についての知識を教授すべきである。研修医を医療安全対策委員会に出席させることや、医療安全に関する研修に積極的に参加させ、院内の医療安全対策等を学ばせることも有効な方法である。
- 臨床研修病院においては、自らの病院の院内感染対策について、組織、体制等を再度確認するとともに、先駆的な取組を行っている医療機関の院内感染対策などを参考にし、院内感染対策の更なる充実を図り、研修医に対しより充実した院内感染対策についての知識を教授すべきである。その際には、研修医を院内感染対策に係る各種会議に出席させることや、院内感染に係る院内ラウンドに同行させ、院内の院内感染対策等を学ばせることも有効な方法である。
- 地域の協議会等においては、研修等を通じ、臨床研修病院の医療安全及び院内感染対策に係る支援を行うことを検討するとともに、自治体においては、通常の医療監視等におけるこれらの対策に係るチェックを実施し、その体制整備を支援していく必要がある。
- 東北厚生局においては、研修等を通じ、臨床研修病院の医療安全及び院内感染対策に係る支援を行うとともに、特定機能病院に対しては医療監視の機会を通じその体制の充実を支援し、特定機能病院以外の臨床研修病院については、臨床研修病院実地調査等によりその体制の充実を支援すべきである。

## ウ 臨床研修病院としての機能の充実

### (ア) 研修プログラム等

- 臨床研修病院においては、地域医療、急性期医療など地域の特性を活かした研修プログラムを検討していく必要がある。また、その際には、可能な限り、医師のキャリアパスを示した連続性のある臨床研修のプログラム作りが重要である。
- なお、プログラムの作成に当たっては、東北地方の特徴である地域医療に係る研修を積極的に取り入れ、プログラムに明示し、地域医療を希望する研

修医の受け皿を用意しておく必要がある。

- 臨床研修病院においては、研修プログラム等について自己点検を行うとともに、臨床研修病院間相互の点検を行うなど、研修プログラム等の向上に努めるべきである。
- 地域の協議会等においては、管内のこれらのプログラムの情報交換を行う場としての機能を担うとともに、必要に応じ、先進的な事例等の紹介などによる臨床研修病院のプログラム作成の支援を行う必要がある。
- 地域の協議会等においては、協議会の参加病院の相互のチェック体制を構築するなど、研修プログラムの向上等を図ることが必要である。
- 東北厚生局においては、臨床研修病院の研修プログラムの作成の支援のため、管内の臨床研修病院の事例発表会及び先進的な臨床研修病院の事例紹介等を実施していくべきである。
- 東北厚生局においては、臨床研修病院の実施調査により、研修プログラム等を含めた臨床研修病院の指定基準の遵守状況について、必要に応じ、点検すべきである。

#### (イ) 臨床研修病院内の連携体制、研修支援体制

- 臨床研修病院においては、院内の指導医の連携の向上のため、院内における各種会議、研修会等を実施していくことが必要である。
- 臨床研修病院においては、臨床研修の充実を図るため、臨床研修担当部門の組織化、定員配置などを検討するとともに、当該部署に係る専任の事務職員の配置などについて努めるべきである。
- 地域の協議会等においては、管内等の臨床研修病院の情報交換等により、組織体制、連携体制の構築のための支援を行うよう努めるべきである。
- 東北厚生局においては、管内、管外の先進的な臨床研修病院の事例紹介等を行い、臨床研修病院内の組織体制、連携体制の構築を支援すべきである。

#### (ウ) 指導医への配慮

- 臨床研修病院においては、院内の指導医間の連携を図るため、研修医指導に係る役割分担を明確にする必要がある。  
また、院内に研修担当の専任の指導医を配置するなど、統括的に医師の臨床研修を担当する者を配置することも、指導医の連携を図る一つの方策である。
- 臨床研修病院においては、指導医に対する手当の創設、学会等への旅費の手当、外国での研修機会の提示など指導医に対するインセンティブの付与に努めるべきである。
- 地域の協議会等においては、これらを支援するために管内等の臨床研修病院の情報交換を行う必要がある。
- 東北厚生局においては、指導医間の情報交換を促進するため、臨床研修指導医講習会、臨床研修指導医講習会の講習会世話人養成研修会の出席者に係るメールアドレス一覧の作成等を実施すべきである。

#### (エ) 臨床研修と臨床研修修了後の研修の連続性

- 臨床研修病院においては、大学病院において作成される魅力ある専門研修プログラムに対し、臨床研修と臨床研修修了後の研修の継続的に実施できるよう、大学病院と臨床研修病院の連携体制の構築を図る必要がある。
- 臨床研修病院においては、研修水準の向上のために、院内及び病院間における OSCE 等の実施に努めるべきである。
- 地域の協議会等においては、事例紹介、情報交換等による連携体制の構築を支援するとともに、大学病院及び臨床研修病院の調整を行う必要がある。
- 地域の協議会等においては、地域内の研修水準の向上のために、参加する臨床研修病院の研修医に対する OSCE 等の実施を検討すべきである。
- 東北厚生局においては、管内、管外の地域における取組等についての事例紹介等により、連携体制の構築を支援していくべきである。

#### (オ) 臨床研修に携わる者の意識の向上

- 臨床研修病院においては、指導医の意識の向上、指導能力・知識の向上のため、東北厚生局又は各種団体等が開催する臨床研修指導医講習会へ指導医が参加できるよう、指導医の勤務体制等に配慮すべきである。
- 地域の協議会等においては、協議会に参加する臨床研修病院の指導医が参加できるよう臨床研修指導医講習会を開催すべきである。また、臨床研修指導医講習会を開催できるよう、臨床研修指導医講習会講習会世話人の育成に努めるべきである。
- また、地域の協議会等においては、プログラム責任者及び指導医等の臨床研修に携わる実務者からなる会議（ワーキンググループ）により、必要な事項等を議論することも重要である。
- 東北厚生局においては、地域性に配慮しつつ、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、臨床研修指導医講習会の講習会世話人を養成する研修会を開催し地域における臨床研修指導医講習会開催の支援を行うべきである。  
また、これらの臨床研修指導医講習会の未受講者について調査するなど、臨床研修指導医講習会の正確な需要を把握しておく必要がある。
- 東北厚生局においては、臨床研修に携わる者の意識の向上を図るため、先進的な地域、臨床研修病院の講演会、事例紹介等などを積極的に行うべきである。

#### エ 臨床研修病院間の連携体制の強化

##### (ア) 国内・国外の医療機関との連携体制

- 臨床研修病院において、国内の臨床研修病院との連携体制、国外の医療機関との連携を図るなど、協力体制の構築に努力すべきである。
- 地域の協議会等においては、参加する臨床研修病院の協力体制について、検討を行う必要がある。

- 東北厚生局においては、先進的な臨床研修病院やその連携体制などについて、事例紹介等を行うことにより、臨床研修病院の体制整備の支援を行うべきである。

#### (イ) 地域で研修医を育てる体制の構築

- 臨床研修病院において、高校生、学生等に対するセミナー、見学会の実施など情報提供を実施すべきである。
- 臨床研修病院において、近隣地域の臨床研修病院等との協力体制を構築すべきである。
- 臨床研修病院において、地域医療・へき地診療等の支援のための伝達ツールについて、既存のシステム等の活用も視野に入れ、その体制整備に努める必要がある。
- 地域の協議会等において、地域における実務者会議の開催、臨床研修指導医講習会の開催、地域内における OSCE 等の実施等、地域において協力する体制について検討し、実施していくべきである。
- 地域の協議会等において、地域で実施する各種研修会等が円滑に行えるよう、実務者による会合を設置し、臨床研修に携わる実務者の具体的な交流を図っていくべきである。
- 東北厚生局においては、地域の協議会等への出席による連携体制の構築を支援するとともに、事例紹介等により先進的な事例の紹介等を実施すべきである。

### オ 情報発信等の強化

#### (ア) ホームページ等による情報発信

- 臨床研修病院において、臨床研修関係及び病院機能に関する病院のホームページの充実を図るべきである。その際には、臨床研修に関するホームページにアクセスしやすいように工夫をすべきである。

- 臨床研修病院においては、雑誌等へ自病院の臨床研修体制等の紹介等の記事を投稿するなど学生等に対し積極的に情報提供を行うべきである。
- 地域の協議会等においては、魅力ある病院のホームページ作りについて情報交換を行うとともに、魅力ある情報発信の方策を検討していくべきである。  
また、自治体のホームページによる管内の臨床研修病院の紹介等を依頼するなど情報発信を推進すべきである。
- なお、地域の協議会等において、地域内の臨床研修病院の紹介を行う冊子等を発行することも情報提供に係る一つの方策である。
- 東北厚生局においては、局のホームページによる管内の臨床研修病院の紹介を引き続き実施していくとともに、ホームページに係る事例紹介など管内の臨床研修病院の魅力あるホームページ作成の支援を行うべきである。
- 東北厚生局においては、管内の臨床研修病院を紹介する冊子を引き続き発行し、学生等に配布することにより、管内の臨床研修病院の情報発信の支援を行うべきである。
- 東北厚生局においては、東北管内の臨床研修に係る症例数等のデータを調査し、他地域と比べ経験症例数等が見込めることを提示するなどの情報発信を検討する必要がある。

#### (イ) 病院見学、セミナー等による情報発信

- 臨床研修病院においては、学生の病院見学等を積極的に受け入れるとともに、セミナー等を実施し、学生への情報提供等を積極的に行うべきである。
- 地域の協議会等においては、地域におけるセミナー、病院見学会等の企画について検討する必要がある。また、地域における合同説明会の実施などを積極的に行う必要がある。
- 東北厚生局においては、臨床研修病院合同説明会を引き続き実施し、学生等に対する情報提供を積極的に進めるべきである。また、臨床研修修了後の研修に係る合同説明会についても、事務局の一部としてその企画、開催を推進していく必要がある。

## 東北ブロックにおける医師臨床研修の充実強化に関する懇談会設置要綱

### (設 置)

第1条 東北ブロック内の医療の質の向上のため、臨床研修病院の充実強化策等について検討することを目的に、東北厚生局長の私的懇談会として「東北ブロックにおける医師臨床研修の充実強化に関する懇談会（以下「懇談会」という。）」を設置する。

### (懇談会の役割)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を東北厚生局長に報告する。

- (1) 臨床研修病院の質の向上のための方策について
- (2) 臨床研修予定者等に対する情報提供等のための方策について
- (3) その他

### (組 織)

第3条 懇談会は、つぎに掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各県に設置されている臨床研修に関する協議会等の代表者
- (2) 東北厚生局長が指名する者

2 懇談会のオブザーバーとして、各県臨床研修担当部局代表者の出席を認める。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

### (座 長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員のうちから互選する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した者が、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、特に必要と認めるときは、第3条の委員のほかに関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶 務)

第7条 懇談会の庶務は、東北厚生局健康福祉部医事課において処理する。

### (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

# 委 員 名 簿

| 氏 名                                            | 所 属                                    |
|------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ◎ <small>ひぐち</small> 樋口 <small>ひろし</small> 紘   | 岩手県立中央病院 院長                            |
| <small>はらた</small> 原田 <small>せい こう</small> 征行  | 青森県立中央病院 院長                            |
| <small>かとう</small> 加藤 <small>ひろゆき</small> 博之   | 弘前大学医学部附属病院 総合診療部長<br>卒後臨床研修センター長      |
| <small>たにた</small> 谷田 <small>たつお</small> 達男    | 岩手医科大学附属病院 呼吸器外科診療科部長<br>医科卒後臨床研修センター長 |
| <small>かんの</small> 菅野 <small>せんじ</small> 千治    | 岩手県立大船渡病院 院長                           |
| <small>いとやま</small> 糸山 <small>やす と</small> 泰人  | 東北大学医学部附属病院 副院長<br>卒後研修センター長           |
| <small>えんどう</small> 遠藤 <small>かず やす</small> 一靖 | 仙台市立病院 院長                              |
| <small>あべ</small> 阿部 <small>とおる</small> 徹      | 中通総合病院 診療部長<br>(兼)臨床研修部長               |
| <small>よしだ</small> 吉田 <small>せつ ろう</small> 節朗  | 仙北組合総合病院 外科診療科長<br>卒後研修センター長           |
| <small>さいとう</small> 齋藤 <small>みきお</small> 幹郎   | 山形県立中央病院 院長                            |
| <small>くらち</small> 倉智 <small>ひろひさ</small> 博久   | 山形大学医学部附属病院 副院長<br>卒後臨床研修センター長         |
| <small>むらかわ</small> 村川 <small>まさひろ</small> 雅洋  | 福島県立医科大学医学部附属病院 副院長                    |
| <small>おおた</small> 太田 <small>やすよ</small> 保世    | (財)太田総合病院附属太田西ノ内病院 院長                  |

◎印は座長